

使用済燃料再処理等実施中期計画の変更の届出について

2024年4月1日

使用済燃料再処理・廃炉推進機構

当機構は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「旧法」という。）第45条第1項の規定に基づき、使用済燃料再処理等実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）を運営委員会の議決を経て定め、経済産業大臣の認可を受けております。

[\[2024年3月26日 お知らせ済み\]](#)

本日、旧法は原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下「法」という。）として施行されたことに伴い、「使用済燃料再処理機構」は「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」へ名称を変更しました。本変更は、経済産業省令で定める軽微な変更該当することから、法第54条第4項の規定に基づき、実施中期計画の変更について、経済産業大臣への届出を行いましたので、お知らせいたします。当機構においては、引き続き本計画に沿って、安全の確保を最優先に使用済燃料の再処理等を着実に実施してまいります。

添付資料

[使用済燃料再処理等実施中期計画](#)

以上

<お問い合わせ窓口>

青森本部 総務部

電話：017-763-5910(代表)